

事 務 連 絡
平成21年6月23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年6月22日付け食安輸発第0622003号にて通知したところですが、製品検査の対象食品としている簡易な加工のうち、当分の間は「とんかつ」、「豚串カツ」及び「ゆで豚、蒸し豚及びその簡易な加工品を含む」を検査対象とすることとしますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの対応とするので、受託体制が整い次第、別途連絡することとします。